



茨城県報

第1023号

平成11年1月7日

木曜日

目 次

告 示

ページ

●保険薬剤師の登録(保険課)	1
●第二種大規模小売店舗に関する公示(商業流通課)	2
●農地保有合理化事業規程の変更の承認(農地管理課)	2
●土地収用法による事業の認定(2件)(用地課)	2
●土地区画整理審議会委員選挙において選挙すべき委員の数(都市整備課)	3
●換地処分の届出(土地改良事務所)	3

(大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示	3
--------------------------------	---

公 告

●茨城県公募公債償還の抽選(財政課)	4
●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告(生活文化課)	4
●地籍調査の成果認証(農地計画課)	5
●開発行為の工事完了(建築指導課)	5

(監 査 委 員)

●定期監査結果に基づく措置状況の公表	6
●定期監査の公表	12
●財政的援助団体の監査の公表	15

告 示

茨城県告示第1号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成11年1月7日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	登録記号番号	登録年月日
伊 藤 敏 明	茨薬 3392	平成10年12月9日

氏 名	登録記号番号	登録年月日
水 元 浩 子	茨薬 3393	平成10年12月14日
松 浦 和 子	茨薬 3394	平成10年12月16日

~~~~~

#### 茨城県告示第 2 号

##### 第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第 3 条第 2 項の規定により、公示する。

平成11年 1 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 寺島薬局株式会社
  - 2 建物の名称及び所在地 ドラッグてらしま 神立店  
茨城県土浦市神立中央 2 丁目4011-688
- ~~~~~

#### 茨城県告示第 3 号

北つくば農業協同組合の農地保有合理化事業規程については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成10年12月21日に変更の承認をしたので公告する。

平成11年 1 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 農地保有合理化事業の実施地域  
下館市、関城町、明野町、真壁町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 6 条第 1 項の規定により指定された地域）の区域とする。
- ~~~~~

#### 茨城県告示第 4 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成11年 1 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 水戸市
  - 2 事業の種類 加倉井地区農業集落排水処理施設整備事業
  - 3 起 業 地
    - (1) 収用の部分  
茨城県水戸市加倉井町字豆田地内
    - (2) 使用の部分  
なし
  - 4 土地収用法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所  
水戸市役所
- ~~~~~

茨城県告示第 5 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成11年 1 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 社会福祉法人筑西会
- 2 事業の種類 老人デイサービスセンター及び老人介護支援センター建設事業
- 3 起 業 地
  - (1) 収用の部分  
茨城県結城市大字結城字上ノ宮地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 土地収用法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所  
結城市役所

茨城県告示第 6 号

平成11年 2 月 7 日に執行する水海道及び伊奈都市計画事業伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第 1 項の規定により縦覧に供した  
が異議の申出がなかったため、同令第22条第 4 項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり  
定めたので、同令第22条第 1 項及び第 4 項の規定により公告する。

平成11年 1 月 7 日

水海道及び伊奈都市計画事業  
伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業  
施行者 茨城県

代表者 茨城県知事 橋 本 昌

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 15人
- 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 1 人

茨城県告示第 7 号

平成10年12月 8 日付け鉾土改指令第17号をもって認可した鉾形地区（全換地区）の換地計画については、鹿島湖岸  
南部土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定  
により公示する。

平成11年 1 月 7 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 栗 原 宏 之

（大規模小売店舗審議会）

茨城県大規模小売店舗審議会告示第 1 号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第 9 条の  
規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名

称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出してください。

平成11年 1 月 7 日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 しまむら
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 ファッションセンターしまむら 常陸大宮店  
茨城県那珂郡大宮町南中畠3101-1, 3101-45
- 3 現在の店舗面積 915㎡
- 4 現在の年間休業日数 15日
- 5 増加しようとする店舗面積 499㎡
- 6 削減後の年間休業日数 6日
- 7 店舗面積の増加、年間休業日数の削減を行う日 平成11年 5 月10日

## 公 告

### ◎茨城県公募公債償還の抽選

地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第10条の規定により、茨城県公募公債の定時償還のため抽選を次のとおり実施する。

平成11年 1 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 抽 選 日 時  
平成11年 1 月28日 午前10時00分
- 2 抽 選 場 所  
水戸市南町 2 丁目 5 番 5 号  
株式会社常陽銀行本店
- 3 抽 選 方 法  
せん札抽選
- 4 対 象 銘 柄 等

| 銘 柄                 | 償 還 期 日      | 償 還 金 額  |
|---------------------|--------------|----------|
| 茨城県平成元年度第 1 回公募公債   | 平成11年 3 月23日 | 12,000万円 |
| 茨城県平成 2 年度第 1 回公募公債 | 平成11年 3 月19日 | 12,000万円 |
| 茨城県平成 3 年度第 1 回公募公債 | 平成11年 3 月25日 | 12,000万円 |

### ◎特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 10 号及び第 11 号に掲げる書類は、平成 11 年 2 月 22 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 1 番 33 号すいさん会館 4 F）において公衆の縦覧に供する。

平成 11 年 1 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日  
平成 10 年 12 月 22 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ジュース
- 3 代表者の氏名  
小笠原 悦 子
- 4 主たる事務所の所在地  
茨城県水戸市平須町 69 番地の 19
- 5 定款に記載された目的

この法人は、競技スポーツ、生涯スポーツ及び学校体育（以下「スポーツ」という。）に関わるすべての人々に対して、男女共同参画社会の形成の促進を図る手段として、スポーツにおける女性の参加促進、女性がリーダーの地位に就く機会の増加を促すとともに、女性の資質と社会的地位の向上を目指し、スポーツの教育・振興に関与する国内的及び国際的な組織との連携によって、啓発および支援活動を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

#### ◎地籍調査の成果認証

水戸市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により認証した。

平成 11 年 1 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

|                            |                                                     |
|----------------------------|-----------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称                 | 水戸市                                                 |
| 成 果 の 名 称                  | 地籍図及び地籍簿                                            |
| 調 査 を 行 っ た<br>地 域 及 び 期 間 | 水戸市小吹町の一部<br>平成 7 年 6 月 26 日から<br>平成 8 年 1 月 25 日まで |
| 認 証 年 月 日                  | 平成 10 年 12 月 22 日                                   |

#### ◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

平成 11 年 1 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称（第 4、5 工区）  
新治郡新治村大字大畑字前山 564 番 1、同番 7、同番 9、同番 11、同番 12 の一部、同番 14、同番 15、同番 17、566

番, 567番, 577番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13の一部, 同番20, 同番36の一部, 同番37, 同番39, 同番40, 同番44の一部, 578番1, 同番3, 同番4, 同番5の一部, 同番6の一部, 同番7の一部, 同番8の一部, 同番11, 同番12, 同番13, 579番の一部, 580番の一部, 700番1, 同番2, 701番1の一部, 同番7の一部, 704番1の一部, 705番1, 同番3, 708番2の一部, 709番1の一部

## 2 事業主の住所及び氏名

新治郡新治村大畑580番地

関東スチール株式会社

代表取締役 宮 村 一 成

~~~~~  
(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により, 定期監査結果に基づく措置状況について通知があったので, 次のとおり公表する。

平成11年1月7日

茨城県監査委員 青 木 来三郎
同 川 口 三 郎
同 内 海 光 久
同 鈴 木 恒 寛

機関名	監査実施年月日
茨 城 県 県 西 流 域 下 水 道 事 務 所	平成10年5月20日
○監査の結果	
財務に関する事務の執行は, 支出事務における一部の注意事項(支出遅延)を除き適正に処理されたものと認める。	
○上記に対する措置状況	
注意を受けた事項については, 今後このようなことが起こらぬよう, 支出事務の適切な処理に努めることとした。	

機関名	監査実施年月日
茨 城 県 那 珂 水 系 ダ ム 建 設 事 務 所	平成10年5月26日
○監査の結果	
財務に関する事務の執行は, 契約事務における一部の注意事項(随意契約理由が不明確)を除き適正に処理されたものと認める。	
○上記に対する措置状況	
注意を受けた事項については, 今後このようなことが起こらぬよう, 契約事務の適切な処理に努めることとした。	

機関名 茨 城 県 企 業 局 県 中 央 水 道 事 務 所	監査実施年月日 平成10年 5 月26日
○監査の結果 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、工事及び契約事務における一部の注意事項（工事出来高不足、指名業者数不足及び随意契約理由が不明確）を除き適正に処理されたものと認める。	
○上記に対する措置状況 注意を受けた事項については、今後このようなことが起こらぬよう、工事及び契約事務の適切な処理に努めることとした。	

機関名 茨 城 県 企 業 局 県 南 水 道 事 務 所	監査実施年月日 平成10年 6 月 3 日
○監査の結果 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、収入事務における一部の注意事項（調定遅延及び納期限の設定が不適正）を除き適正に処理されたものと認める。	
○上記に対する措置状況 注意を受けた事項については、今後このようなことが起こらぬよう、収入事務の適切な処理に努めることとした。	

機関名 茨 城 県 鹿 島 港 湾 事 務 所	監査実施年月日 平成10年 6 月15日
○監査の結果 財務に関する事務の執行は、収入及び契約事務における一部の注意事項（使用料の算定誤り及び設計期間と契約期間との齟齬）を除き適正に処理されたものと認める。	
○上記に対する措置状況 注意を受けた事項については、今後このようなことが起こらぬよう、収入及び契約事務の適切な処理に努めることとした。	

機関名 茨 城 県 下 館 土 地 改 良 事 務 所	監査実施年月日 平成10年 6 月22日
○監査の結果 財務に関する事務の執行は、次の指摘事項及び支出事務における一部の注意事項（業務委託費の支出時期が不適正）を除き適正に処理されたものと認める。 1 事務用机、収納庫の購入において、予算令達前に購入決定し納品させたものが多数あるほか、競争入札により行うべきものがすべて随意契約で執行されていたのは適切でない。 2 上記物品の購入において、契約書の作成が省略されていたこと、また、既存物品の廃棄処分費が購入経費に含まれていたのは適切でない。 3 物品の処分において、処分の制限を受ける期間を経過していないものが処分されていたのは適切でない。	

○上記に対する措置状況

物品調達等指名業者選定委員会を設置し、物品購入において厳正な競争入札の執行を図るとともに、予算の執行において、新たに審査業務の担当を設け審査体制の強化を図った。

機関名

茨 城 県 石 下 土 木 事 務 所

監査実施年月日

平成10年 6 月22日

○監査の結果

財務に関する事務の執行は、次の指摘事項及び契約事務における一部の注意事項（随意契約理由が不明確）を除き適正に処理されたものと認める。

- 1 工事契約事務において、設計積算誤りがあったのは適切でない。
- 2 証紙収入事務において、収入不足があったのは適切でない。

○上記に対する措置状況

監査の結果、指摘を受けた事項については、次のとおり措置した。

- 1 設計積算誤りについては、今後このようなことが起こらぬよう設計審査の徹底を図った。
 - 2 収入不足については、平成10年 6 月19日までに収入済である。
- また、今後このようなことが起こらぬよう、収入審査の徹底を図った。
- 注意を受けた事項については、契約事務の適切な処理に努めることとした。

機関名

茨 城 県 境 土 地 改 良 事 務 所

監査実施年月日

平成10年 6 月29日

○監査の結果

財務に関する事務の執行は、契約事務における一部の注意事項（随意契約理由が不明確）を除き適正に処理されたものと認める。

○上記に対する措置状況

監査の結果、注意を受けた委託契約事務については、入札委員会に諮ることとし、チェック体制を充実し、適正な事務処理に努めることとした。

機関名

茨 城 県 日 立 港 湾 事 務 所

監査実施年月日

平成10年 7 月13日

○監査の結果

財務に関する事務の執行は、契約事務における一部の注意事項（随意契約理由が不明確）を除き適正に処理されたものと認める。

○上記に対する措置状況

注意を受けた事項については、今後このようなことが起こらぬよう、契約事務の適切な処理に努めることとした。

機関名 茨 城 県 常 陸 那 珂 港 湾 事 務 所	監査実施年月日 平成10年7月13日
○監査の結果 財務に関する事務の執行は、工事及び契約事務における一部の注意事項（設計積算誤り及び随意契約理由が不明確）を除き適正に処理されたものと認める。	
○上記に対する措置状況 注意を受けた事項については、今後このようなことが起こらぬよう、工事及び契約事務の適切な処理に努めることとした。	

機関名 茨 城 県 大 宮 土 木 事 務 所	監査実施年月日 平成10年7月17日
○監査の結果 財務に関する事務の執行は、次の指摘事項及び契約事務における一部の注意事項（設計積算誤り及び随意契約理由が不明確）を除き適正に処理されたものと認める。 路線・用地測量委託事務において、設計積算誤りがあったのは適切でない。	
○上記に対する措置状況 指摘を受けた事項については、今後このようなことが起こらぬよう、検査等の徹底を図った。 注意を受けた事項については、契約事務の適切な処理に努めることとした。	

機関名 茨 城 県 大 宮 土 木 事 務 所 大 子 土 木 事 業 所	監査実施年月日 平成10年7月17日
○監査の結果 財務に関する事務の執行は、契約事務における一部の注意事項（随意契約理由が不明確）を除き適正に処理されたものと認める。	
○上記に対する措置状況 注意を受けた事項については、今後このようなことが起こらぬよう、契約事務の適切な処理に努めることとした。	

機関名 茨 城 県 常 陸 太 田 土 木 事 務 所	監査実施年月日 平成10年7月17日
○監査の結果 財務に関する事務の執行は、契約事務における一部の注意事項（随意契約理由が不明確）を除き適正に処理されたものと認める。	
○上記に対する措置状況 注意を受けた事項については、今後このようなことが起こらぬよう、契約事務の適切な処理に努めることとした。	

機関名 茨 城 県 高 萩 土 木 事 務 所	監査実施年月日 平成10年7月21日
○監査の結果 財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。 県単海岸防災工事において、設計積算誤りがあったのは適切でない。	
○上記に対する措置状況 指摘を受けた事項については、今後このようなことが起こらぬよう、設計審査の徹底を図った。	

機関名 茨 城 県 竜ヶ崎 土 木 事 務 所	監査実施年月日 平成10年7月22日
○監査の結果 財務に関する事務の執行は、支出及び契約事務における一部の注意事項（出張目的が不適正及び随意契約理由が不明確）を除き適正に処理されたものと認める。	
○上記に対する措置状況 注意を受けた事項については、今後このようなことが起こらぬよう、支出及び契約事務の適切な処理に努めることとした。	

機関名 茨 城 県 自 転 車 競 技 事 務 所	監査実施年月日 平成10年7月22日
○監査の結果 財務に関する事務の執行は、次の指摘事項及び契約並びに財産事務における一部の注意事項（随意契約理由が不明確及び物品の処分手続きが不適正）を除き適正に処理されたものと認める。 備品購入において、競争入札により契約すべきところ、理由なく分割し随意契約により契約したことは適切でない。	
○上記に対する措置状況 物品購入及び契約において、物品調達等指名業者選定委員会及び建設工事等請負業者指名委員会を適正に機能させ、厳正な競争入札の執行を図ることとした。 財産事務は、茨城県財務規則に則り処理した。	

機関名 茨 城 県 水 戸 土 木 事 務 所	監査実施年月日 平成10年7月23日
○監査の結果 財務に関する事務の執行は、契約事務における一部の注意事項（随意契約理由が不明確）を除き適正に処理されたものと認める。	
○上記に対する措置状況 注意を受けた事項については、今後このようなことが起こらぬよう、契約事務の適切な処理に努めることとした。	

機関名 茨 城 県 県 北 地 方 総 合 事 務 所	監査実施年月日 平成10年 7 月23日
○監査の結果 財務に関する事務の執行は、補助金及び契約事務における一部の注意事項（基金造成補助金に必要以上の滞留及び随意契約理由が不明確）を除き適正に処理されたものと認める。	
○上記に対する措置状況 注意のあった家畜導入事業補助金に関する事項については、事業主体を指導するとともに、当該補助金交付要項等の見直しを行い、より適正な執行に努めることとした。 契約事務については、契約に関する研修等を実施するほか、チェック体制の強化などにより、適正な執行に努めることとした。	

機関名 茨 城 県 土 浦 土 木 事 務 所	監査実施年月日 平成10年 7 月23日
○監査の結果 財務に関する事務の執行は、契約事務における一部の注意事項（随意契約理由が不明確）を除き適正に処理されたものと認める。	
○上記に対する措置状況 注意を受けた事項については、今後このようなことが起こらぬよう、契約事務の適切な処理に努めることとした。	

機関名 茨 城 県 県 南 地 方 総 合 事 務 所	監査実施年月日 平成10年 7 月23日
○監査の結果 財務に関する事務の執行は、支出及び契約事務における一部の注意事項（出張目的が不適正及び随意契約理由が不明確）を除き適正に処理されたものと認める。	
○上記に対する措置状況 注意を受けた支出事務については、平成10年 7 月21日正措置を行った。 契約事務については、県南地方総合事務所入札委員会設置要綱の一部改正を行いチェック体制を充実し適正な事務処理に努めることとした。	

機関名 茨 城 県 下 館 土 木 事 務 所	監査実施年月日 平成10年 7 月31日
○監査の結果 財務に関する事務の執行は、支出及び契約事務における一部の注意事項（物件移転補償額誤り及び随意契約理由が不明確）を除き適正に処理されたものと認める。	
○上記に対する措置状況 注意を受けた事項については、今後このようなことが起こらぬよう、支出事務及び契約事務の適切な処理に努めることとした。	

機関名 茨 城 県 潮 来 土 木 事 務 所	監査実施年月日 平成10年 7 月31日
○監査の結果 財務に関する事務の執行は、支出事務における一部の注意事項（出張目的が不適正）を除き適正に処理されたものと認める。	
○上記に対する措置状況 注意を受けた事項については、今後このようなことが起こらぬよう、支出事務の適正な処理に努めることとした。	

機関名 茨 城 県 鹿 行 地 方 総 合 事 務 所	監査実施年月日 平成10年 7 月31日
○監査の結果 財務に関する事務の執行は、事務事業における一部の注意事項（補助事業の実績成果が不十分）を除き適正に処理されたものと認める。	
○上記に対する措置状況 監査の結果、注意を受けました事項については、事務事業の目的に沿った改善を図ることについて事業主体を指導しました。	

~~~~~

#### 茨城県監査委員公告第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定に基づき、定期監査を執行したので、同法同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成11年 1 月 7 日

茨城県監査委員 青 木 来 三 郎  
同 川 口 三 郎  
同 内 海 光 久  
同 鈴 木 恒 寛

| 機 関 名           | 実施年月日           | 監 査 の 結 果                                                              |
|-----------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------|
| 教 育 庁 高 校 教 育 課 | 平成<br>10. 10. 2 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                           |
| 教 育 庁 福 利 厚 生 課 | 10. 10. 2       | 同 上                                                                    |
| 教 育 庁 財 務 課     | 10. 10. 2       | 同 上                                                                    |
| 教 育 庁 保 健 体 育 課 | 10. 10. 8       | 財務に関する事務の執行は、契約事務における一部の注意事項（意思表示のない自動更新）を除き適正に処理されたものと認める。            |
| 教 育 庁 生 涯 学 習 課 | 10. 10. 8       | 財務に関する事務の執行は、収入事務及び工事における一部の注意事項（調定遅延及び検査員以外の者による検査）を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 教 育 庁 指 導 課     | 10. 10. 8       | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                           |

| 機 関 名                 | 実施年月日      | 監 査 の 結 果                                                                                                                       |
|-----------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農 林 水 産 部 園 芸 流 通 課   | 10. 10. 9  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                                    |
| 農 林 水 産 部 畜 産 課       | 10. 10. 9  | 同 上                                                                                                                             |
| 農 林 水 産 部 農 業 技 術 課   | 10. 10. 9  | 同 上                                                                                                                             |
| 教 育 庁 文 化 課           | 10. 10. 13 | 財務に関する事務の執行は、次の指摘事項及び契約・財産管理事務における一部の注意事項（意思表示のない自動更新及び使用料の減免申請書不備）を除き適正に処理されたものと認める。<br>工事請負契約の変更決議において、請負比率を乗じないで契約したのは適切でない。 |
| 教 育 庁 義 務 教 育 課       | 10. 10. 13 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                                    |
| 衛 生 部 医 務 課           | 10. 10. 13 | 財務に関する事務の執行は、収入事務における一部の注意事項（調定遅延）を除き適正に処理されたものと認める。                                                                            |
| 総 務 部 税 務 課           | 10. 10. 14 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                                    |
| 福 祉 部 社 会 福 祉 課       | 10. 10. 14 | 同 上                                                                                                                             |
| 企 画 部 企 画 調 整 課       | 10. 10. 15 | 同 上                                                                                                                             |
| 企 画 部 交 通 ・ 産 業 立 地 課 | 10. 10. 15 | 同 上                                                                                                                             |
| 生 活 環 境 部 生 活 文 化 課   | 10. 10. 15 | 同 上                                                                                                                             |
| 教 育 庁 総 務 課           | 10. 10. 16 | 同 上                                                                                                                             |
| 出 納 事 務 局             | 10. 10. 16 | 同 上                                                                                                                             |
| 農 林 水 産 部 農 政 企 画 課   | 10. 10. 16 | 同 上                                                                                                                             |
| 茨 城 県 麻 生 県 税 事 務 所   | 10. 10. 16 | 同 上                                                                                                                             |
| 農 地 局 農 地 管 理 課       | 10. 10. 20 | 同 上                                                                                                                             |
| 商 工 労 働 部 商 工 政 策 課   | 10. 10. 20 | 同 上                                                                                                                             |
| 教 育 庁 企 画 室           | 10. 10. 20 | 同 上                                                                                                                             |
| 人 事 委 員 会 事 務 局       | 10. 10. 20 | 同 上                                                                                                                             |
| 地 方 労 働 委 員 会 事 務 局   | 10. 10. 20 | 同 上                                                                                                                             |
| 議 会 事 務 局             | 10. 10. 20 | 同 上                                                                                                                             |
| 総 務 部 財 政 課           | 10. 10. 20 | 同 上                                                                                                                             |
| 茨 城 県 高 萩 県 税 事 務 所   | 10. 10. 22 | 同 上                                                                                                                             |

| 機 関 名                     | 実施年月日      | 監 査 の 結 果                                                    |
|---------------------------|------------|--------------------------------------------------------------|
| 茨 城 県 江 戸 崎 県 税 事 務 所     | 10. 10. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                 |
| 茨 城 県 土 浦 県 税 事 務 所       | 10. 10. 22 | 同 上                                                          |
| 監 査 委 員 事 務 局             | 10. 10. 22 | 同 上                                                          |
| 総 務 部 秘 書 課               | 10. 10. 26 | 同 上                                                          |
| 茨 城 県 水 戸 県 税 事 務 所       | 10. 10. 26 | 同 上                                                          |
| 土 木 部 監 理 課               | 10. 10. 28 | 同 上                                                          |
| 総 務 部 総 務 課               | 10. 10. 28 | 同 上                                                          |
| 警 察 本 部                   | 10. 10. 28 | 同 上                                                          |
| 衛 生 研 究 所                 | 10. 11. 16 | 同 上                                                          |
| 県 北 食 肉 衛 生 検 査 所         | 10. 11. 20 | 同 上                                                          |
| 県 立 長 生 園                 | 10. 11. 24 | 同 上                                                          |
| 養 鶏 試 験 場                 | 10. 12. 2  | 同 上                                                          |
| 女 性 就 業 サ ー ビ ス セ ン タ ー   | 10. 12. 7  | 同 上                                                          |
| 水 戸 警 察 署                 | 10. 12. 7  | 同 上                                                          |
| 茨 城 県 立 茨 城 東 高 等 学 校     | 10. 12. 9  | 財務に関する事務の執行は、財産管理事務における一部の注意事項（物品の処分決議なし）を除き適正に処理されたものと認める。  |
| 茨 城 県 立 水 戸 南 高 等 学 校     | 10. 12. 11 | 財務に関する事務の執行は、支出事務における一部の注意事項（旅費の戻入額不足）を除き適正に処理されたものと認める。     |
| 婦 人 相 談 所                 | 10. 12. 14 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                 |
| 県 立 若 葉 寮                 | 10. 12. 14 | 同 上                                                          |
| 下 館 県 税 事 務 所             | 10. 12. 15 | 財務に関する事務の執行は、収入事務における一部の注意事項（課税事務における調査もれ）を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 境 県 税 事 務 所               | 10. 12. 15 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                 |
| 茨 城 県 立 水 戸 桜 ノ 牧 高 等 学 校 | 10. 12. 16 | 同 上                                                          |
| 偕楽園事務所大洗都市公園事務所           | 10. 12. 16 | 同 上                                                          |
| 県 立 こ ど も 福 祉 医 療 セ ン タ ー | 10. 12. 16 | 同 上                                                          |
| 茨 城 県 立 常 北 高 等 学 校       | 10. 12. 16 | 同 上                                                          |

| 機 関 名                     | 実施年月日      | 監 査 の 結 果                                                |
|---------------------------|------------|----------------------------------------------------------|
| 茨 城 県 立 水 戸 第 二 高 等 学 校   | 10. 12. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                             |
| 常 陸 太 田 県 税 事 務 所         | 10. 12. 21 | 財務に関する事務の執行は、支出事務における一部の注意事項（不適切な旅行命令）を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 農 業 総 合 セ ン タ ー 農 業 研 究 所 | 10. 12. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                             |
| 県 立 水 戸 産 業 技 術 専 門 学 院   | 10. 12. 18 | 同 上                                                      |
| 県 北 家 畜 保 健 衛 生 所         | 10. 12. 18 | 同 上                                                      |
| 茨 城 県 立 水 戸 飯 富 養 護 学 校   | 10. 12. 18 | 同 上                                                      |
| 県 立 暁 寮                   | 10. 12. 18 | 同 上                                                      |
| 中 央 児 童 相 談 所             | 10. 12. 18 | 同 上                                                      |
| 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー       | 10. 12. 18 | 同 上                                                      |
| 林 業 技 術 セ ン タ ー           | 10. 12. 18 | 同 上                                                      |
| 肥 飼 料 検 査 所               | 10. 12. 18 | 同 上                                                      |
| 工 業 技 術 セ ン タ ー           | 10. 12. 18 | 同 上                                                      |
| 水 戸 教 育 事 務 所             | 10. 12. 18 | 同 上                                                      |
| 県 立 消 防 学 校               | 10. 12. 18 | 同 上                                                      |

~~~~~

茨城県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体の監査を執行したので、同法同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成11年 1 月 7 日

茨城県監査委員 青 木 来 三 郎
 同 川 口 三 郎
 同 内 海 光 久
 同 鈴 木 恒 寛

機 関 名	実施年月日	対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
社会福祉法人 茨城県文化福祉事業 団	平成 10. 12. 9	平成 9 年度	(出資団体・補助団体・公の施設 管理委託団体) 出 資 金 350,000,000円 (基本金) 1,226,000,000円 補 助 金 茨城県文化福祉事業団運営費 補助金 152,985,000円 老人休養施設整備費(償還) 補助金 50,558,527円 福寿荘施設整備費補助金 11,000,000円 新大洗水族館生物収集事業補 助金 10,535,013円 委 託 料 コロニーあすなろ管理委託費 3,590,636,191円 児童センターこどもの城管理 委託費 87,852,382円 県民文化センター管理委託費 400,254,157円 総合福祉会館管理委託費 166,602,000円	出資及び補助金等に係る出 納その他の事務の執行は、支 出事務における一部の注意事 項(臨時職員に係る通勤手当 の誤支給)を除き適正に処理 されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
財団法人 茨城県教育財団	10. 12. 11	平成 9 年度	(出資団体・補助団体・公の施設 管理委託団体) 出 資 金 10,000,000円 (基本金) 10,000,000円 補 助 金 茨城県教育財団運営費補助金 1,268,869,000円 茨城県教育財団事業補助金 (吾国山洗心館) 23,224,000円 委 託 料 茨城県鹿行生涯学習センター, 県西生涯学習センター, 茨城 県立西山研修所, 中央青年の 家, 白浜少年自然の家, 及び 茨城県女性プラザの管理並び に茨城県水戸生涯学習セン ター, 茨城県立西山研修所及 び中央青年の家給食業務委託 482,696,000円 茨城県立歴史館管理委託費 166,768,000円 茨城県立吾国山洗心館管理委 託費 17,925,000円	出資及び補助金等に係る出 納その他の事務の執行は、次 の指摘事項及び支出事務にお ける一部の注意事項(年度末 の切手大量購入及び臨時職員 に対する年次休暇の付与誤り) を除き適正に処理されたもの と認める。 1 県委託事業の中に教育財 団自主事業の経費が含まれ ていたことは適切でない。 2 備品及び消耗品購入にお いて、指名競争入札により 契約すべきところ、理由な く分割し随意契約で購入し ていたのは適切でない。
財団法人 茨城県わくわく財団	10. 12. 18	平成 9 年度	(出資団体・補助団体) 出 資 金 100,000,000円 (基本金) 251,800,000円 補 助 金 明るい長寿社会づくり推進機 構事業補助金 67,000,000円 茨城県わくわく財団運営費補 助金 62,511,000円	出資及び補助金に係る出納 その他の事務の執行は、適正 に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
財団法人 茨城県開発公社	10. 12. 21	平成 9 年度	（出資団体・補助団体・公の施設 管理委託団体） 出 資 金 50,000,000円 （基本金） 90,000,000円 補 助 金 茨城県開発公社福祉施設運営 費補助金 27,642,000円 委 託 料 伊師浜国民休養地管理委託 23,708,000円 砂沼広域公園管理委託 46,641,000円 国民宿舎「鵜の岬」及び茨城 県立カントリープラザ「鵜の 岬」管理委託 339,137,000円 国民宿舎「鵜の岬」新館の開 業準備及び管理委託 23,552,162円	出資及び補助金等に係る出 納その他の事務の執行は、適 正に処理されたものと認める。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
 （休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 6 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 （代）